

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月16日
【会社名】	B－R サーティワン アイスクリーム株式会社
【英訳名】	B-R 31 ICE CREAM CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 C E O ジョン・キム
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 C F O 白井 康平
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長CEO ジョン・キム 及び取締役CFO 白井 康平 は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日としており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、当社グループにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが国内外においてアイスcream専門店の直営及びフランチャイズ展開を主として営むことを踏まえ、事業活動の規模を示す指標として売上高が適切と判断し、事業拠点の重要性を判断する指標としました。また、全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、売上高の金額が高い事業拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2以上となる事業拠点を重要な事業拠点に選定しました。選定した重要な事業拠点においては、アイスcreamの製造及び販売並びにそれを支える技術が収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、原材料仕入高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、当社グループの事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、販売済未使用ギフト券の退蔵益に係る収益認識プロセスと固定資産の評価プロセスを評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。